

## 船舶事故調査報告書

平成24年4月26日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	不明（平成23年1月24日 09時30分ごろ～10時24分ごろの間）
発生場所	不明（三重県熊野市磯崎漁港南方沖～三重県紀宝町鶴殿漁港東方沖の間）
事故調査の経過	平成23年1月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 貨物船 第五 <sup>しやうじゆ</sup> 松 寿丸、199トン 133615、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、 有限会社松尾海運 54.67m×9.60m×5.45m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成6年2月4日 B 漁船 <sup>じやうとく</sup> 常 徳丸、1.5トン ME3-60360（漁船登録番号）、個人所有 8.80m(Lr)×1.85m×0.56m、プラスチック ディーゼル機関、漁船法馬力数50、平成5年4月18日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 67歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和49年8月23日 免状交付年月日 平成22年9月10日 免状有効期間満了日 平成27年9月9日 B 船長B 男性 77歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年4月9日 免許証交付日 平成22年5月24日 （平成28年5月9日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長B）
損傷	A バルバスバウ上部船首外板に擦過傷 B 左舷中央部外板に亀裂及び破口、電気機器及び機関の濡損
事故の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、鋼材を約600t積載し、船首喫水約2.98m、船尾喫水約3.80mで愛知県名古屋港へ向けて航行中、船長Aが、平成23年1月24日08時ごろ～12時ごろの間、レーダーを作動させて単独で当直を行い、紀伊半島南東沿岸を約9.7ノットの速力で北東進していた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、07時00分ごろ、漁を行うために磯崎漁港を出港した。

	<p>B船の僚船は、09時30分ごろ、磯崎漁港南方沖で漁をしているB船を目撃した。</p> <p>紀伊半島南東沿岸を南西進していた船舶（以下「C船」という。）は、鵜殿漁港東方沖で転覆しているB船を発見し、10時24分ごろ尾鷲海上保安部に通報したのち、船長Bが付近を漂流している可能性があると思い、B船の僚船と海上保安部の巡視艇が現場海域に到着するまで付近の捜索を行ったが、船長Bは発見できなかった。</p> <p>船長Bは、海上保安部のダイバーにより、転覆したB船の中で救命胴衣を着用した状態で発見され、病院に搬送されたが、溺水による死亡と診断された。</p> <p>B船は、僚船により、転覆した状態で鵜殿漁港までえい航された。</p> <p>船長Aは、25日に名古屋海上保安部の立入検査を受け、後日保安部からA船とB船に付着した塗料の一致を知らされ、衝突の記憶はないが、塗料が一致しているのであれば衝突は事実であろうと思い、衝突を認めた。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1m</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、GPSプロッターを設置していたが、航跡を記録しておらず、航海日誌に、08時55分に三重県太地町梶取崎を、11時50分に三重県尾鷲市三木崎を通過したと記載されており、船長Aの口述によるA船の航行経路は、C船の通報位置から約3海里沖となっている。</p> <p>船長Aは、鵜殿漁港東方沖で複数の漁船を避航したが、衝突による衝撃、振動などを感じることなく航行し、居眠りはしていなかった。</p> <p>船長Bの親族によれば、B船の漁法は、その都度漁場を定め、スパンカーを展開し、右舷側に設置した2本の釣りざおで手釣りにより漁を行い、漂流して漁場から外れたとき、機関を使用して漁場に戻ることを繰り返すものであった。</p> <p>名古屋海上保安部によれば、A船の左舷錨とB船の左舷外板に付着していた塗料片、A船の船首とB船の左舷外板、GPSアンテナ及びキール底部に付着していた塗料片は、それぞれ同種のものであると認められるとのことであった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船の船首バルバスバウ上部船首外板に擦過傷があること、B船の左舷中央部外板に亀裂及び破口があること、及び両船に付着していた塗料片が同種のものであると認められたことから、A船の船首とB船の左舷中央部とが衝突したものと考えられる。</p> <p>B船が、09時30分ごろ、僚船により磯崎漁港南方沖で目撃されたこと、及び10時24分ごろ、C船により鵜殿漁港東方沖で発見されたことから、この時刻の間に磯崎漁港南方沖～鵜殿漁港東方沖の間において、北東進中のA船とB船とが衝突したものと考えられる。</p>

		<p>B船の運航状況及び船長Bの行動については、明らかにすることができなかった。</p> <p>B船は、転覆している状態で発見されたことから、衝突により転覆した可能性があると考えられるが、転覆に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長Bは、溺水による死亡と診断された。</p> <p>船長Bは、転覆した船内から発見されたことから、転覆により落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、磯崎漁港南方沖～鵜殿漁港東方沖の間において、北東進中のA船とB船とが衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	